

○羽生市職員の提案に関する要綱

平成20年11月1日

訓令第10号

改正 平成26年8月8日訓令第9号

令和3年4月30日訓令第7号

羽生市職員の提案に関する要綱（平成9年告示第14号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、市民サービスの向上及び事務事業の改善等について、広く職員から提案を求め、職員の英知を施策に反映させることにより、職員の勤労意欲の高揚と行政能率の向上を図ることを目的とする。

（提案の要件）

第2条 提案は、行政事務全般について、職員の創意工夫に基づき、建設的かつ具体的で実現可能なもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1） 市民サービスの向上に関するもの
- （2） 事務事業の効率化又は能率化に関するもの
- （3） 経費の削減又は収入の増加に関するもの
- （4） 職場の安全衛生及び環境の向上に関するもの
- （5） その他市政運営上有益であり、行政の活性化に関するもの

（提案する者の資格）

第3条 職員は、単独又は共同で提案を行うことができる。

（提案の時期）

第4条 職員は、随時提案することができる。

2 前項の規定に関わらず、市長は、期間及びテーマを定め、提案を募集することができる。

（提案の方法）

第5条 提案しようとする職員（以下「提案者」という。）は、提案票（様式第1号）に必要事項を記入し、参考資料があるときはこれを添えて、企画財務部企画課長（以下「企画課長」という。）に提出するものとする。

（提案の推進）

第6条 各所属長は、所属職員に対して、提案の奨励に努めるものとする。

（提案の受付）

第7条 企画課長は、提案者から先着順に提案を受け付け、提案台帳（様式第2号）に必要事項

を記載するものとする。

(提案の審査)

第8条 市長は、職員を指名し、提案を審査させることができる。

- 2 前項の規定により指名された職員（以下「審査員」という。）は、独創性、具体性、効果度、実現性、効率性その他の要素を基準として、公平に審査を行わなければならない。
- 3 審査員は、審査が終了したときは、審査結果を市長に報告するものとする。

(提案の採否等)

第9条 市長は、提案を次の各号のいずれかに決定するものとする。

- (1) 採用 全部又は一部を採用し、実施することが適当と認められるもの
 - (2) 不採用 実施することが不可能又は不相当と認められるもの
- 2 市長は、前項の規定に基づき提案の採否等を決定したときは、その結果を提案者に通知するとともに、これを公表するものとする。

(提案の実施)

第10条 市長は、採用と決定した提案について、その実施に必要な措置を講ずるよう関係部長に命ずるものとする。

- 2 前項の関係部長は、所管する関係所属長に対してその実施について検討させ、その実施状況を市長に報告するものとする。

(褒賞)

第11条 市長は、審査結果に応じて、提案者を褒賞することができる。

- 2 褒賞は、予算の範囲内で、賞状及び副賞を授与して行うものとする。

(提案に伴う諸権利)

第12条 第7条の規定により受け付けた提案に関する全ての権利は、市に帰属するものとする。

(庶務)

第13条 この要綱に関する庶務は、企画財務部企画課が行う。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（平成26年8月8日訓令第9号）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（令和3年4月30日訓令第7号）

この訓令は、令達の日から施行する。